

## 「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種について」(素案) に寄せられた主なご意見とその回答

### ●年齢別の優先度について

ご意見	回 答
若い世代、小中高校生への接種を優先すべき。	小中高校生については、10歳代の罹患が多く入院例が多いものの、基礎疾患有する者などの優先接種対象者より重症化リスクや死亡率が高いという根拠が明確でないことから、「他の接種者」としています。
上記のうち、特に小学生への接種を優先すべき。	小学校低学年(10歳未満)については、現在国内において、基礎疾患有さない小児の重症化例が多いことから、優先接種対象者とします。
乳児、小児を最優先とすべき	今回の予防接種は、重症者や死者の発生をできる限り減らすことを目的としていることから、現時点でより重症化リスクが高い「妊婦、基礎疾患有する者」や重症者患者等の診療にあたる医療従事者を優先とします。 小児(1歳～就学前)については、それらの者と同様、「優先接種対象者」とされ、順次接種する対象となっています。
子どもに国産ワクチンを使用すべき(未来のある子どもに安全性の確保されていないものは接種できない)	ワクチンについては、国内産・輸入ワクチンともに、一定のリスクがあるものとして、使用していただくことを前提としています。ただし、国内産ワクチンの安全性は、季節性インフルエンザと同様と考えられております。 このため、小学校低学年(10歳未満)については、現在国内において、基礎疾患有さない者の重症例が増えていることから、優先接種対象者とします。
1歳未満の両親の優先度を下げ、輸入ワクチンを使用すべき(小中高校生と同順序とし、国産ワクチンは小中高校生に使用すべき)	なお、輸入ワクチンについては使用可能な時期が早くとも12月下旬以降となることから、優先接種対象者である1歳未満児の保護者についても国産ワクチンを使用することが適当と考えられます。
高齢者の優先に反対(新型インフルエンザがまん延した場合でも、社会で働くなければならぬ今の現役世代を優先すべき)	高齢者については、季節性インフルエンザのハイリスク者であり、このことから類推すれば、今後感染が拡大し高齢者の罹患が増えた場合、重症者数、死亡数が増加するものと思われます。そのため、高齢者についてもその他の接種対象者とします。

## ●ワクチン接種が受けられない者への接種について

ご意見	回答
1歳未満でも本人に接種すべき(生後6ヶ月以上の場合)	1歳未満児については、ワクチン接種により効果があるか否か明確でなく、一方で、副反応については、他の年齢層と同様に発生することが想定されることから、今回は接種対象外としています。
基礎疾患有する者のうち、ワクチン接種できないアレルギー児童の親を優先接種対象とすべき	重症化リスクが高い者のうち、ワクチンによる効果が期待できない1歳未満児については、次善の策として保護者に接種することとしています。優先接種対象者のうち予防接種を受けられない者の保護者等については、同様の理由で優先接種の対象とします。

## ●重症化リスクが高い者の周囲の者

ご意見	回答
保育士、保育従事者を優先すべき。 (保育従事者の罹患により、乳児への感染拡大、保育機能の低下が懸念される。また、特に0歳児保育を行う事業者、乳児院等においては、0歳児の両親と同様、優先接種対象とすべき)	今回のインフルエンザワクチンは、感染拡大を防止する効果ではなく、重症化防止効果を期待して接種するものであり、重症化しやすい本人に接種することを基本としています。 1歳未満児に関しては、本人への接種の効果が期待できないものとし、次善の策として保護者に接種するものです。 0歳児の保育に従事する保育士については、保護者と異なり代替可能性があることなどから、優先接種の対象とは考えていません。 保育所においては、引き続き、症状がある者を休ませるなど感染防止策の徹底等を要請するなど、ワクチン以外の対策を総合して、その機能の維持に努めていただきたいと考えています。
1歳未満の小児のいる家庭は、両親だけでなく、家族も対象とすべき	今回のインフルエンザワクチンは、感染拡大を防止する効果ではなく、重症化防止効果を期待して接種するものであり、重症化しやすい本人に接種することを基本としています。 1歳未満児に関しては、本人への接種の効果が期待できないものとし、次善の策として保護者に接種するものです。その際、一般的には両親がその世話をするものと考えられますが、祖父母等が世話をすることも考えられるため、「保護者」を優先接種対象者とします。

ご意見	回 答
妊婦の家族(特に夫)も優先すべき	<p>今回のインフルエンザワクチンは、感染拡大を防止する効果ではなく、重症化防止効果を期待して接種するものであり、重症化しやすい本人に接種することを基本としています。今回は、家族や周囲の方への接種は、本人への接種ができない場合に限るものです。</p>
基礎疾患を持つ人の家族も優先すべき	<p>妊婦、基礎疾患有する者等については、本人への接種が可能であるため、周囲の方への接種を優先接種の対象外とします。ただし、妊婦、基礎疾患有する者であって、ワクチンで免疫をつけることができない者や予防接種ができない者については、その保護者等を優先接種対象者とします。</p>

## ●学校関係者について

ご意見	回 答
受験生を優先接種対象者に含めるべき (新型インフルエンザのために受験ができないことがないようにして欲しい)	<p>今回のワクチン接種は「死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと」を目的としており、重症化や死亡のリスクが高い方を優先的に接種することを考えています。</p> <p>そのため、他の者より重症化リスクが高いと考えられる、小学生、中学生、高校生については、優先接種対象者又は優先的に接種する者とされています。</p> <p>なお、受験生については、教育関係者を中心として、受験機会の確保等についての検討等を進めていただくことを想定しています。</p>
教員等の学校関係者を優先すべき	<p>今回のインフルエンザワクチンは、感染拡大を防止する効果ではなく、重症化防止効果を期待して接種するものであり、重症化しやすい本人に接種することを基本としています。</p> <p>集団での発生のリスクが高い学校については、学校や学級閉鎖等の公衆衛生的な対策等により、対応していただくことを想定しています。</p>

## ●医療従事者の範囲について

ご意見	回答
医療従事者の定義を明確にすべき	医療従事者については、新型インフルエンザの発生により急激に増大することが懸念される患者の診療にあたる医療従事者の重症化を防ぎ、医療体制を維持することを目的としています。
医療従事者に薬剤師を含めるべき	そのため、基本的には新型インフルエンザ患者の診療に直接従事する者としており、その範囲については、一定の基準や考え方を示しています。 <sup>(※)</sup> 各医療機関において、現場の状況を勘案して接種対象者を決定いただくことを想定します。
医療従事者に事務職員等を含めるべき	
医療従事者に保健所に従事する医療関係者も含めるべき	保健所職員においては、インフルエンザ患者の搬送、検体検査等、インフルエンザ対策を担っているものです。そのため、新型インフルエンザ対策に従事し、患者の重篤化防止に貢献する保健所職員については、「医療従事者」に含まれています。
医療従事者に訪問看護職員、訪問介護職員を含めるべき	医療従事者については、「インフルエンザ患者の診療に従事する者」を対象としていますが、新型インフルエンザが発生した場合、新型インフルエンザ罹患者においても在宅で療養する者が増大することも予想されるため、インフルエンザ患者の在宅療養に従事する訪問看護師は、医療従事者に含まれるものと考えます。
介護者、介護職員を優先すべき(介護者が新型インフルエンザに罹患した場合、要介護者の生活が不可能となる)	今般のワクチン接種は、「死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと、またそのために必要な医療を確保すること」を目的としており、その目的に照らして考えると、「介護従事者」や「福祉関係者」は該当しません。
福祉関係者を優先すべき	介護及び福祉関連施設においては、引き続き、症状がある者を休ませるなど感染防止策の徹底等を要請するなど、ワクチン以外の対策を総合して、その機能の維持に努めていただきたいと考えています。

## ●基礎疾患の範囲について

ご意見	回答
基礎疾患の疾病名を明確にすべき	優先接種対象となる基礎疾患の範囲については、学会等とも相談、協議を行いながら検討しているところであり、9月末を目処に公表する予定です。
障害者(及びその家族)を優先すべき	インフルエンザワクチンは、感染を防止する効果ではなく、重症化防止効果を期待しており、重症化しやすい本人に接種することを基本としています。障害者に関しては、新型インフルエンザの重症化リスクの高い基礎疾患有する者は対象としますが、他の者については、他者と比較して重症化や死亡のリスクが高いことが確認されていないことから、優先接種の対象外としています。

## ●ワクチンの安全性、確保について

ご意見	回答
ワクチンに不安がある(特に輸入ワクチン)	今回、接種に用いようとするワクチンについては、今回の新型インフルエンザに対して初めて使用されるものであり、未知の要素あることから、効果に関するデータ収集及び安全性の確保に努めるとともに、医療関係者、国民等に幅広く情報提供を行うこととしています。また、輸入ワクチンについては、本文中にも明記しているとおり、健康危機管理の観点から緊急に輸入し、一定量のワクチンを確保する必要があるとされており、特例承認の対象になるものと考えていますが、安全性については特に留意したいと考えています。
ワクチンに関する安全性・有効性について、情報開示、情報提供をきちんと行うべき	現在、国内4社のワクチン製造企業が新型インフルエンザワクチンの製造を進めています。より多くの生産ができるよう、引き続き、各企業と協力して参ります。
国産ワクチンをもっと確保すべきではないか	本文に記載しているとおり、企業に対し可能な限り安全なワクチンを求めていくとともに、適切な救済措置を講ずることとしています。
ワクチンによる健康被害救済体制を整備すべきではないか	本文に記載しているとおり、企業に対し可能な限り安全なワクチンを求めていくとともに、適切な救済措置を講ずることとしています。

## ●その他

ご意見	回答
社会機能維持者(警察、消防やライフライン関係者)を優先すべき	今回の新型インフルエンザにおいては、①多くの感染者が軽症のまま回復していること、②抗インフルエンザウイルス薬の治療が有効である、など季節性インフルエンザと類似する点が多い、などの特徴を踏まえ、当初、強毒性の鳥インフルエンザ(H5N1)を想定して検討していた、社会機能の維持に関わる者への接種を優先することは想定していません。
優先接種を設けることに反対(国民全員を対象にすべき)	ワクチンについては、一定量が順次供給されることから、一定の順序を設けていない限り、混乱が発生することが懸念されるため、優先接種対象者を定めることが必要であると考えます。